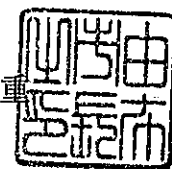


由布市公告第15号

由布市観光PR用素材収集及び動画制作業務に係る公募型プロポーザル方式による事業者の選定について、次のとおり公告する。

令和5年5月15日

由布市長 相馬 尊



1. 業務名
由布市観光PR用素材収集及び動画制作業務
2. 公募期間
令和5年5月15日（月）～令和5年5月29日（月）
3. 交付書類
(1) 由布市観光PR用素材収集及び動画制作業務公募型プロポーザル実施要領
(2) 由布市観光PR用素材収集及び動画制作業務仕様書
(3) 様式第1号から様式第7号
4. 交付方法
由布市ホームページ (<http://www.city.yufu.oita.jp/>) からダウンロード
5. 参加資格要件
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
(3) 本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有している者であること。

- (4) 本プロポーザル実施の公告の日から本業務の契約締結までの間に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 本プロポーザル実施の公告の日から本業務の契約締結までの間に、当市から指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (6) 打合せに常時参加できる体制をとれること。

6. 参加手続き

- (1) 提出書類 公募型プロポーザル参加申込書(様式第1号)
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和5年5月29日(月)午後5時
- (4) 提出方法 持参又は郵送(いずれの方法も提出期限内必着)とする。持参の場合は平日午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は書留とする。
- (5) 提出先 〒879-5498
大分県由布市庄内町柿原302番地
由布市役所 商工観光課 清家宛

7. 問合せ先

由布市役所 商工観光課 担当: 清家
電話番号: 097-582-1304 (直)
FAX番号: 097-582-1361
E-mail: shoko@city.yufu.lg.jp